

役員報酬等に関する規程

(2017年6月23日改定版)

社会福祉法人奈良YMCA

社会福祉法人奈良YMCA

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬、並びに評議員と役員交通費等に関する事項を定める。

(役員報酬)

第2条 定款第22条に基づいて、別表1に定める総額の範囲内で、別表2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を役員報酬等として支給することができる。

(報酬の支給日等)

第3条 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(退職手当)

第4条 役員は、退職手当を支給しない。

(旅費)

第5条 評議員及び役員が法人の業務のために、近距離宿泊出張、遠距離出張等をする場合には、職員の出張及び旅費規程の施設長に準じて扱う。

(会議出席の交通費)

第6条 評議員会、理事会等の会議への出席、参加については、旅費交通費及び会議日当として1回につき、3,000円を支給する。但し、同一開催日に評議員会、理事会等の会議が開催された場合には、1回を限度として支払うこととする。尚、常勤の役員は支給しない。

(準用)

第7条 この規程の交通費に関する事項は、当法人の評議員指名委員会及び第三者委員会の委員に準用する。

(改正)

第8条 この規程の改定は、理事会の審議を経て評議員会の議決により改定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成29年6月23日開催の評議員会にて改定、平成29年6月24日施行。

別表1 (第2条関係)

報酬の総額0円

別表2 (第2条関係)

報酬等の支給の基準は、別表1の報酬の総額を0円以上とする時に定める。